

きずな通信

2021.11月 No.199

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合 きずな
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

労働保険事務組合きずなの事業所様へ



◆ 労働保険料第2期分の納付ありがとうございました。

11月15日付で取りまとめまして国へ納付致します。ご協力ありがとうございました。なお、3期分の納入通知書は12月に入りましたら順次送付いたします。納付期限は、1月31日となります。どうぞよろしくお願い致します。

社会保険加入の事業所様へ

10月6日より宮崎県の最低賃金は821円となりました。研修期間・使用期間、学生アルバイト、技能実習生も同様です。お気を付けてください！！

◆ 健康保険被扶養者状況リストが届いていませんか？

全国健康保険協会より令和3年度被扶養者状況リストが送られて来ています。（該当する扶養者がいない事業所様には送付されません。）内容を確認頂きましたら、当事務所迄ご連絡お願い致します。

◆ 冬期賞与の支給があればご連絡ください

賞与にも社会保険料がかかります。年金事務所へ届出が必要ですので当事務所へご連絡ください。また、社会保険料がご不明な場合は、こちらで金額を計算いたしますので、お気軽にお問合せ下さい。

◆ 昇給・降給がありましたらご連絡ください。標準報酬月額変更の手続きが必要な場合があります。

《 社会保険料の随時改定（月額変更）とは 》



社会保険料の随時改定（月額変更）を行う条件は下記の通りです。

条件1 昇給・降給などによる固定的賃金の変動。

- ・ 昇給（ベースアップ）や降給（ベースダウン）があった
- ・ 家族手当や役職手当などの支給額が変更された
- ・ 日給や時間給などの基礎単価が変更された
- ・ 請負給、歩合給などの単価や歩合率が変更された
- ・ 日給制から月給制へ変更、月給制から歩合制へ変更された
- ・ 手当などが新たに支給されることとなった

条件2 3か月間に支給された報酬が日本年金機構の「保険料額表」で2等級以上変動。

条件3 3か月間の支払い基礎日数が全て17日以上

* ご不明な場合は当事務所まで、お問合せ下さい。